

障害のある人と援助者でつくる  
日本グループホーム学会

# グループホームの防火対策 Q&A 暫定版

～現場からの疑問～

この冊子は、12月8日の防火対策説明会配布資料として作成したものです。  
まだまだ検討中のこと、わからないことも多くあり、流動的ですので  
暫定版として作成いたしました。

今後、12月8日の説明会における内容や、  
新たに出される情報を加えた Q&A 完成版を作成する予定です。  
また HP において最新情報を掲載していく予定ですのでご利用ください。

障害のある人と援助者でつくる  
日本グループホーム学会

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業補助金受託事業

はじめに

2006年1月の長崎県大村市の認知章高齢者グループホーム「やすらぎの里」の大惨事を受けて消防法施行令が改正され、2009年4月から実施となります。2008年6月の神奈川県綾瀬市の障害者グループホーム「ハイムひまわり」の火災はまだ記憶に新しいところですが、グループホーム学会では、この火災の後、グループホーム関係者、建築関係者、防災関係者、行政関係者等が集まって防災ユニットを立ち上げました。

グループホームの火災で命を失った入居者の方々に私たちができることは、これらの火災を教訓として生かし、二度とグループホームでこのような惨事を起こさないための取り組みを続けていくことだと考えてきました。

しかし、多くのグループホーム関係者には正しい知識や情報が届いてない状況にあり、消防法施行令改正にどう対応していいのかわからず混乱していること、また、多くの福祉部局の担当者や消防関係の担当者、建築行政の担当者も、お互いのことをよく理解できていない状況にあり、グループホームの混乱は続いています。

ともかく、新しい施行令の内容を正しく理解するために、消防のことをあまりわかっていないグループホーム関係者のもわかるようにと、「グループホームの防火対策 Q&A（暫定版）～現場からの質問～」を作成いたしました。

事態は刻々と変化している時期であり、ここに書かれている内容もまだ検討中であったり、不明確な箇所もあります。が、ともかく、今までにわかっていることと、現時点では未解決でこの先検討していく必要があること等を整理するという意味で、暫定版として作成しました。

多くの方々から疑問や質問をいただき、それへの回答や今後の最新情報を含めて、「グループホームの防火対策 Q&A（完成版）」を出す予定であります。

みなさまとの共同作業で完成させたいと思っていますので、Q&Aについての質問、ご意見等、たくさんお寄せください。ご協力をお願いします。

これらの取り組みを通して、施行令改正に振り回されるのではなく、本来の重要課題である「グループホームの防火について何をしていけばいいのか」ということを考えていただければと思います。

なお、グループホーム学会としては、今後、①入居者に火災から身を守ることを伝える方法、②消防関係者に障害者のことを理解していただく取り組み、③グループホームを設置する前に防火について相談できる窓口を設け、運営者への事前研修をおこなう等の取り組み等を進めることが必要と考えています。

2008年12月

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

# グループホームの防火対策(Q&A 暫定版)

## ～現場からの疑問～

<b>1</b>	入居者を火災から守るための備え.....	6
Q1-1	グループホームにおける防火について、どう考えればいいのでしょうか。.....	6
Q1-2	グループホームを火災から守るためには、どのような備えを考えておけばいいのでしょうか。.....	6
Q1-3	知的障害のある人たちの避難訓練をおこなう上で注意すべきことはありますか。.....	6
Q1-4	過去の事例から火災時の行動において知的障害者にはどんな傾向が見られるのか教えてください。.....	6
Q1-5	喫煙者への有効な対策はあるのでしょうか。.....	7
Q1-6	様々な障害がある人がより安全に逃げられるようにするためのノウハウがあれば教えてください。.....	7
Q1-7	援助者が、歩けない人や緊急時に歩けなくなった人を抱えて移動できるような道具や工夫等がありますか。.....	8
Q1-8	グループホームの防火に関係する法律にはどのようなものがありますか。.....	8
Q1-9	建築基準法および消防法という用途というのはそれぞれどういうものですか。.....	9
Q1-10	建築基準法上の用途と消防法上の用途は一致しなくてはいけないのですか。.....	9
Q1-11	グループホームは建築基準法上の用途変更（共同住宅・寄宿舎）も必要ですか。.....	9
<b>2</b>	建築基準法について.....	11
Q2-1	寄宿舎や共同住宅と普通の住宅とは何が違うのでしょうか。.....	11
Q2-2	一戸建ての一般住宅を借りてグループホームを始めたいと考えています。住宅のままではダメなののでしょうか。寄宿舎や共同住宅として用途の変更が必要になるのですか。.....	11
Q2-3	耐火建築物、準耐火建築物といわれるものはどういう建物なのでしょうか。耐火構造、準耐火構造とは何ですか。共同住宅だと、準耐火構造への改修が必要になるのでしょうか。.....	11
Q2-4	不燃材料とはどういうものをいうのでしょうか.....	12
Q2-5	現実的な改修方法はあるのでしょうか.....	12
Q2-6	条例で敷地内通路など他の条件でも違反項目が続出し、グループホームが立ち行かなくなるのではないのでしょうか。.....	12
<b>3</b>	消防法について.....	14
Q3-1	消防法施行令改正によってグループホームはどう変化するのですか。.....	14
Q3-2	防火対象物とは何ですか。ピンと来ないのですが。.....	14
Q3-3	複合用途とはどういう状況をあらわしている言葉なのですか。.....	14
Q3-4	消防用設備とは、どういうものをいうのですか。.....	15

Q3-5	消防用設備はどこで取り扱っているのでしょうか。だれでも設置できるのでしょうか。.....	15
Q3-6	法律で定められた消防用設備と、そうでないものとをわかりやすく説明してください。.....	15
Q3-7	義務づけられていない消防用の機器にはどのようなものがあるのでしょうか。.....	15
Q3-8	消防設備は、いざという時に本当に作動すると信じられるのでしょうか。どうしておけば、作動すると信じて良い状態にあると言えるのでしょうか。.....	16
Q3-9	消防用設備の定期点検はすべての設備に必要なのでしょうか。.....	16
Q3-10	建築物に必要な定期点検は、消防設備点検以外にどんな制度がありますか。.....	16
Q3-11	防火管理者の役割について教えてください。.....	17
Q3-12	マンションにグループホームを設置すると複合用途防火対象物とみなされるのでしょうか。.....	17
Q3-13	現在の自立支援法のもとで、障害のある人が結婚して二人で暮らしている状態をグループホーム事業として援助している場合、二人で暮らしている状態にあっても「住宅」ではなく「社会福祉施設」になるのでしょうか。.....	18

## **4** 消防設備について..... 19

(1) 消火器.....	19	
Q4-1	消火器について教えてください。.....	19
Q4-2	消火器の設置義務があるのは、どのような場合ですか。.....	19
Q4-3	知的障害者でも使える消火器はないのでしょうか。.....	19
Q4-4	女性にとって消火器を手で持って操作するのは重すぎると思いますが、軽いものはないのでしょうか。.....	20
Q4-5	消火器の耐用年数とメンテナンスについて教えてください。.....	20
(2) 誘導灯.....	20	
Q4-6	誘導灯というのはどういうものなのでしょうか。.....	20
Q4-7	誘導灯はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。.....	20
Q4-8	誘導灯以外のもので対応することはできないのでしょうか。.....	21
Q4-9	なぜ利用する人が決まっている小さな民家を改造したグループホームにも誘導灯や非常誘導標識が必要とされるのでしょうか。.....	21
Q4-10	誘導灯と誘導標識のちがいについて教えてください。誘導標識はどのような場合に使用されるのでしょうか。.....	21
(3) 防災物品.....	21	
Q4-11	防災物品とは、どのようなものを言うのでしょうか。.....	21
Q4-12	一般の防災物品や難燃製品などとは、どうやって見分けるのでしょうか。.....	21
Q4-13	防災物品はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。.....	22
Q4-14	防災物品の導入にはどのような効果があるのでしょうか。.....	22
Q4-15	カーペットの防災化は効果がありますか。.....	22

Q4-16	カーテンの防炎化をと言われますが、寝具やねまき、エプロン等身につけている物を防炎化 する方が重要なのではないのでしょうか。 .....	22
Q4-17	木綿のれんの取り外しを指示されましたが、愛着のあるのれんを使うのがなぜいけないの でしょうか。 .....	22
Q4-18	防炎製品とクリーニング店などで防炎処理したものとの防炎効果に違いはないのですか。 .	22
Q4-19	防炎製品はどのようなお店で取り扱っているのですか。 .....	23
Q4-20	防炎製品を取り入れることで、どのくらい避難時間が確保され、安全性が増すのでしょうか。 .....	23
(4) 自動火災報知設備（自火報）について .....		23
Q4-21	自動火災報知設備というのはどのようなものなのでしょうか。 .....	23
Q4-22	自動火災報知設備というのはどのような場合に義務づけられるのでしょうか。 .....	23
Q4-23	住宅用火災警報器と自動火災報知設備との違いはどのようなところにあるのでしょうか。 .	23
Q4-24	現在検討中の簡易型の自動火災報知設備というのはどのようなものなのでしょうか。 .....	24
Q4-25	自動火災報知設備（自火報）の代わりに、安価な住宅用火災警報器でもよいのでしょうか。 .....	24
Q4-26	自動火災報知設備（自火報）の代わりに簡易型のものは、有線式・無線式どちらも大丈夫 なのでしょうか。 .....	25
Q4-27	自火報設置免除の特例を分かりやすく整理できないのでしょうか。 .....	25
Q4-28	火災報知設備を、建物内だけでなく玄関先や隣近所の家につけさせてもらえば、近隣からも 早く救助にも来てもらえるのではないのでしょうか。 .....	25
Q4-29	知的障害者は現在の警報音を正しく理解できるのでしょうか。 .....	25
(5) 火災通報装置について .....		25
Q4-30	火災通報装置というのは、どのようなものなのでしょうか。 .....	26
Q4-31	火災通報装置というのは、どのような場合に義務付けられているのでしょうか。 .....	26
Q4-32	火災通報装置（火通）の代わりに、自動火災報知設備（自火報）や簡易型自動火災報知設備 の信号で自動的に消防署へ通報させてもよいのでしょうか。 .....	26
Q4-33	火災通報装置（火通）の代わりにワンタッチ式の緊急電話装置でもよいのでしょうか。 ....	26
Q4-34	火災通報装置（火通）の代わりに、民間警備会社の通報システムで消防へ連絡する方法でも よいのでしょうか。 .....	27
(6) スプリンクラーについて .....		27
Q4-35	一般用のスプリンクラー設備というのは、どのようなものなのでしょうか。 .....	27
Q4-36	住宅用スプリンクラー設備というのは、どのようなものなのでしょうか。 .....	27
Q4-37	「自動消火装置」と呼ばれるものは、住宅用スプリンクラーの代わりにはなりませんか。 .	27
Q4-38	それぞれの設置義務について教えてください。 .....	28
Q4-39	住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、必要水圧が確保できないのはどんな場合なの でしょうか。 .....	28
Q4-40	住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、水圧が確保できなくなった(スプリンクラー	

の性能が落ちる)時は、どうなるのでしょうか。どうやってそのことを知らせてくれるのでしょうか。	29
Q4-41 水道の塩化ビニール配管だと火災時に熱で融けないか心配です。	29
Q4-42 寒冷地での凍結対策や、温暖地でも急に冷え込んだ夜は大丈夫なのでしょうか。	29
Q4-43 湿式と乾式の違いは何でしょうか。	30
Q4-44 スプリンクラーが誤作動して建物(部屋)が水浸しになったりしませんか。その場合、その後の建物(部屋)の水損は、拭けば済むような状態なのでしょうか。	30
Q4-45 地震の揺れなどで間違っ放放水し水浸しにならないのでしょうか。	30
Q4-46 住宅用スプリンクラーによる消火効果のビデオを見ました。きちんと火が消えていませんでしたが、本当に役に立つのでしょうか。	31
Q4-47 スプリンクラーは火が燃えているところ(部屋)だけで作動するのですか。	31
Q4-48 スプリンクラー設置免除の特例を分かりやすく整理できないのでしょうか。	31

## **5** 設備費助成について ..... 35

Q5-1 障害者グループホーム、ケアホームについて、消防法施行令改正にともなって義務化される消防設備にかかる費用の国の補助制度はあるのでしょうか。あるとしたらどのようなものがあるか教えてください。	35
Q5-2 障害者グループホームの消防設備の国の補助制度は誰が申請し、受給できるのでしょうか。大家さんが設備をおこなう場合に大家さんでも助成されるのでしょうか。	35
Q5-3 国の補助制度は、6項(ハ)の場合に義務化されていない消防設備を整備する場合、消防設備にかかる費用は補助されるのでしょうか。	36
原則として義務化される消防設備の整備に限り、補助対象となります。	36
Q5-4 自治体によっては、建築基準法上「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更を求めています。用途変更とそれに伴う改修を求められた場合、改修にかかる費用は助成されるのでしょうか。	36

## **6** 建物契約・改修等をめぐる問題について ..... 36

Q6-1 設備設置後に賃貸契約を解約した場合、現状回復費用の国の補助はありますか。	36
Q6-2 法改正が新規入居や既存のホームの追い出しを巡るトラブルに発展しないか心配です。	36

## **7** その他 ..... 37

Q7-1 福祉分野で地域の住まいとされているグループホームを今さら施設と呼ぶのは納得がいきません。	37
Q7-2 住宅用火災警報器の普及をなぜ米国並みにもっと強力で推進しないのでしょうか。	37

## Ⅰ 入居者を火災から守るための備え

### Q1-1 グループホームにおける防火について、どう考えればいいでしょうか。

一般に住まいとは人が生活し、就寝するための建物であり、グループホームについても通常の住宅に求められる防火対策の基本、すなわち①出火、②延焼拡大（火煙の鎮圧と区画）、③避難の各段階における防止対策を講じることが防火の原則です。その上でグループホーム入居者の特性（判断能力や行動能力などの危機対応能力）をふまえた対策とする必要があります。

[■建築関係者]

### Q1-2 グループホームを火災から守るためには、どのような備えを考えておけばいいでしょうか。

出火、延焼、避難の3つの防火対策に対しては、空間環境、消防設備、防火管理という3つの観点で備えることが原則となります。

出火防止は火気管理が基本ですが、そのためには生活空間の整理整頓や、調理や喫煙など火気を扱う空間のそばに紙や布巾など燃えやすい物を安易に吊るしたり放置しない、あるいは他のゾーンと分離しておくこと。調理や喫煙は常に火災原因の上位なので、エネルギー源の電化や調理器具の見直し、寝タバコ（特に、飲酒後の寝タバコは危険）をしない生活習慣を身に付けることも出火防止に重要です。

延焼防止には消火・排煙により炎上した火災を抑制する方法と、部屋のゾーンごとに石膏ボード等の燃えない壁で隙間なく区画する方法があります。前者が消防設備対策、後者は空間環境対策と考えることができます。これら延焼防止対策によって、居室内で発生した火災が他のゾーンに広がることを一定時間抑止することができます。延焼への備えは、万が一まく延焼防止できずに燃え広がった場合でも、出火に気づいて避難を終えるまでの余裕時間を増やす意義があります。

避難対策では、早期覚知・早期誘導と共に、人間の行動原則に合致した計画が必要です。自動火災報知器（警報機）の設置や二方向避難の原則は特に有効です。小規模な建物で階段が1つしかない場合、上層階でもバルコニーや避難器具があればいざというときに脱出でき、逃げ遅れによる被害を軽減させます。一連の火災対応を援助する世話人の人数や配置の多寡は、自力で対応が困難な障害者が生活する場では重要でしょう。

[■建築関係者]

### Q1-3 知的障害のある人たちの避難訓練をおこなう上で注意すべきことはありますか。

「訓練どおりに行動する」、という過度の適応の結果、避難訓練後「解散して部屋に戻る」という日常行為と訓練の区別がつかず、火災時に避難誘導後またトコトコと部屋に戻ってしまう人が出てきます。訓練が終われば近くの公園に行ってしばらく過ごす等、「避難した後は安易に部屋に戻らない」事を認識してもらう訓練上の工夫も必要です。

建物の屋外に避難した場合、避難者が建物内に戻る世話人に付いて行かないよう工事用の三角コーンとバーやトラロープ等で囲って、待機場所をわかりやすく指定するといった工夫をしているところもあります。

[■建築関係者]

### Q1-4 過去の事例から火災時の行動において知的障害者にはどんな傾向が見られるのか教えてください。

緊張して動かなくなる。興奮して他人の言うこと（避難指示）を聞かなくなる。物に執着して火災

の中を構わずに部屋へ取りに戻ってしまう。睡眠薬を服用していると、寝ぼけてしまう、声をかけても起きないなど。通常の人にも見られる行動で、知的障害者だけに特有だとは言いきれませんが、過去の事例ではこういった報告がされています。 [■建築関係者]

### Q1-5 喫煙者への有効な対策はあるのでしょうか。

個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。

[■消防庁パブコメより]

ソフト面：入居者への教育（繰り返し）、職員による巡回や引率、灰皿の交換や水張り、可燃物等の撤去、喫煙時間の固定化

ハード面：喫煙場所等の固定化、喫煙場所内の不燃化

[■行政関係者]

夜間に、お酒を飲んで、寝床でタバコを吸うのは、最も危険ですので、やめましょう

[■建築関係者]

特効薬になる対策はないと思います。

よく「喫煙の場所を限定している」や「喫煙を禁止している」という話を聞きますが、力で押さえる方法は、隠れてやることを助長するおそれもあります。喫煙場所として、無理のない場所を用意できるグループホームなら良いですが、居室以外で喫煙場所を設けることが難しいホームも多いでしょう。寒い冬にベランダや外で吸う事を約束したとしても、それをきちんと守る事は困難でしょう。

欠かせない対策は、入居者自身に火災とタバコのつながりとその事の重大さを分かってもらうこと。グループホームが燃えたら、その後どのような事態が起こるのか（一緒に暮らしている人、生活の場がなくなったらどうなるのか）をいつも一緒に話し合っておける関係と、理解できるように伝える伝え方の工夫ではないかと思います。

一方、部屋で吸ったとしても火災に至らないように部屋を整えることも大変重要な対策だと思います。（例えば、ベッドの上で吸うような事がおきないように部屋の家具等の配置を考える、どのような時間にタバコを吸うか等を聞き取り、動きと座る場所の配置等を考える、燃えない素材を整える等々）

特に就前葉を飲んでいる場合は、部屋をきちんと整えておくとともに、火災を覚知し避難できる設備を設置するなど態勢を整えておくことが重要と思われます。

[■福祉関係者]

### Q1-6 様々な障害がある人がより安全に逃げられるようにするためのノウハウがあれば教えてください。

障害がある人の避難ノウハウを考えるには、様々な障害が出火、延焼、避難の各場面でどのように関係するかを知る必要があります。

障害により視聴覚が不自由であったり動作の巧緻性が低下したりしていると火災の発見や初期消火に失敗する確率が上がるので、代わりとなる自動火災報知設備や自動消火システムの導入が有効と考えられます。

判断能力や行動能力に障害があると円滑な避難が期待できませんので、避難介助できる人を配置するなどの支援体制の充実も求められます。

火災時の人間行動には日ごろの常識では説明がつかない特異な行動も見られるため、多くの火災事例からこうした傾向を読み取ることも必要でしょう。

[■建築関係者]

## Q1-7 援助者が、歩けない人や緊急時に歩けなくなった人を抱えて移動できるような道具や工夫等がありますか。

一般的には車いす、ストレッチャー、担架などの搬送器具があります。ただ、こういった器具は水平方向の移動には効果があっても、上下方向の移動時には抱える必要が生じたり、階段を通れなかったりします。そのため、介助者に体力があれば「一人で背負う」「二人で腕を組んで抱える」方が有効なケースも多いものと思われます。

車椅子を載せて階段を下りたり、回転式滑り台を用いて搬送する器具などが開発されており、病院や特別養護老人ホームで採用されるケースがあります。また、手近にある「毛布」に着目して簡単な肩掛けバンドを付けて床を滑らせて運ぶ方法も消防局等で考案されています。いずれも介助者の習熟が必要となります。



[■建築関係者]

可搬型（介助型）階段昇降機の例

## Q1-8 グループホームの防火に関係する法律にはどのようなものがありますか。

代表的なものとして「消防法」と「建築基準法」「都市計画法」の3つの法律があります。

### ①消防法

目的：「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」

グループホームの防火に関連するところでは火災の予防、早期の覚知、消火、避難、救助等に関して建物に整備すべき事項が定められています。具体的には、防火管理者の選任や、消防計画の作成、消防用設備の設置などとなります。

### ②建築基準法

目的：「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」

グループホームの用途は、寄宿舍（キッチン、WCや浴室等の住宅設備を共用する、一定規模以上の住まいの場合）か、共同住宅（玄関、廊下、階段は共用だが、一つの建物に住宅設備を専用に備える独立した複数住戸がある場合）と、みなされるケースが予想されます。防火に関しては、出火防止、延焼防止、避難等に関連して建物の作り方が定められ、用途分類ごとに規制内容があります。このように建物単位ごとに規制する事項を、「単体規定」と呼びます。

一方「集団規定」として【都市計画法】で定める地域地区ごとに建ててもよい建物の「用途」と「形態」を決めています。一般の専用住宅は建てることができても、寄宿舍や共同住宅の用途は建てることを制限される地域・地区がありますが、特に、地区計画制度で良好な環境を守るため、ワンルーム

マンション等を制限する目的で用途や形態を詳細に定めているケースでは、立地に影響が予想されま  
す。

### ③都市計画法

都市計画法の「開発許可制度の見直しに係る改正」が施行されたことに伴い、従来は市街地調整区  
域で病院、福祉施設の建設に制約はありませんでしたが、平成 19 年 11 月 30 日以降に建設する場合、  
開発許可が必要となりました。ところで、障害者CH、GHや認知症GHを建設する際の建築基準法  
の「集団規定」において、消防法の用途区分を準用してGHを「福祉施設」として扱う自治体もある  
ため、開発許可が必要と判断、指導されるケースもあるようです。周辺住民による地区計画で建設を  
認めてもらえば問題ありませんが、残念ながら社会福祉系の建物を迷惑施設と考える住民も少なく  
なく、誤解を受けて建設反対運動の標的になると建設はできませんし、地区計画が定められていない場  
所では地区計画を作るための手続きにより開設が大幅に遅れることも考えられます。

[■建築関係者]

### Q1-9 建築基準法および消防法でいう用途というのはそれぞれどのようなものですか。

建築基準法では用途に応じて、建物のつくりや建設できる場所にきまりごとや制限を設けています。  
代表的用途分類は建築基準法別表第1と別表第2です。

消防法では建物を「防火対象物」(Q3-1)という位置づけで、用途に応じて消防法施行令別表第1  
において分類しています。その分類に応じてQ1-8で述べたような事項を整備することになっていま  
す。

[■建築関係者]

### Q1-10 建築基準法上の用途と消防法上の用途は一致しなくてはいけないのですか。

一般的には一致することも多いですが、制定の趣旨が異なる法律なので、必ずしも一致するとは限  
りません。グループホームの場合、消防法上は規制が強化されて「特定防火対象物」(Q3-2)である  
社会福祉施設と同等の安全性が要求されることになりましたが、建築基準法上の用途分類と一致する  
必要はないと思われます。

建築基準法の規定は建築基準法上の用途が適用され、消防法の規定は消防法上の用途が適用されま  
す。

[■建築関係者]

### Q1-11 グループホームは建築基準法上の用途変更(共同住宅・寄宿舍)も必要ですか。

個々のグループホームの建築基準法の適用については、建築基準法の執行を担っている特定行政庁  
(市や都道府県の建築指導部局)が判断しています。

建築基準法の執行については、各自治体が実施することになっており、例えば、用途変更が必要か  
どうかについても実態に即して個別に各自治体において判断することになっています。

[■行政関係者]

新しく建設される建物を対象としては、長崎県大村市のやすらぎの里の火災を契機に、「日本建築行  
政会議(下記注)」において「グループホーム」の用途上の取り扱いが検討されていますが、認知症高  
齢者グループホームを念頭においているため、同じグループホームでも状況が違う障害者グループホ  
ームやケアホームとの違いが十分に認識されていないように思われます。

一般にGHは住宅の類であるとされつつも、廊下・階段等の共用部分を持ち、各住戸が独立する場  
合には共同住宅、住宅設備も共用し部屋数が多い場合は寄宿舍として取り扱うケースが多いよう  
です。

注：行政や指定確認検査機関で建築確認に携わる建築主事の業務を支援するために、法令解説書の  
発行や、判断が分かれる問題への質疑応答などの情報提供を行っている組織

現状では、今あるグループホームについては、用途変更を必要としないが、これから新築・増改築する場合、新たにグループホームを設置する場合は用途変更を必要としている自治体もあります。特に既存の住宅を使用した小規模なものが多い障害者のグループホームについては、「住宅」から「寄宿舎」への用途変更を指摘されても建築基準法に定められた区画等の要件を満たすことが困難であり、グループホームの設置・存続に大きな影響を与えることになりかねませんので、障害者が住まいを失うことがおきないよう、その対応は慎重におこなってほしいと思います。

[■福祉関係者]

## ② 建築基準法について

### Q2-1 寄宿舎や共同住宅と普通の住宅とは何が違うのでしょうか。

建築基準法において、専用住宅と共同住宅（下宿、寄宿舎、長屋を含む）の区分けの基準は、「玄関が一つか、二つ以上か」「台所が共用か、各室にあるか」という生活の独立性の証左としての空間上の形態の違いが主な判断点です。

「家族のみ」あるいは「家族でない人が住んでいるか」という居住者間の血縁関係の違いにまで立ち入って判断することはありません。

[■建築関係者]

### Q2-2 一戸建ての一般住宅を借りてグループホームを始めたいと考えています。住宅のままではダメなのでしょうか。寄宿舎や共同住宅として用途の変更が必要になるのでしょうか。

Q1-11 にあるように、建築基準法の執行を担っているのは特定行政庁です。特定行政庁が寄宿舎あるいは共同住宅と判断すれば、規模にもよりますが、用途変更の手続きと法令に基づく整備が必要となります。しかし、グループホームについては、建築基準法上の規定はされておられません。日本建築行政会議では、認知症高齢者グループホームの取り扱いについて検討しているところであり、「部屋数が多い場合は寄宿舎、また各住戸が独立している場合は、共同住宅」との解釈をしているようです。

[■建築関係者]

### Q2-3 耐火建築物、準耐火建築物といわれるものはどういう建物なのでしょうか。耐火構造、準耐火構造とは何ですか。共同住宅だと、準耐火構造への改修が必要になるのでしょうか。

耐火建築物は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）を耐火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としたものをいいます。

準耐火建築物は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）を準耐火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としたものをいいます。

準耐火建築物には上記の他、外壁を耐火構造とし、屋根を一定の防火性能を有する材料とするものや、主要構造部を不燃材料とし、外壁の延焼の恐れのある部分を防火構造、屋根を一定の防火性能を有する材料とするものなどもあります。

耐火構造とは通常の火災による加熱が加えられた場合、一定時間（1時間～2時間）、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものをいいます。（部位によって求められている時間や性能に違いはあります）

準耐火構造とは通常の火災による加熱が加えられた場合、一定時間（45分）、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものをいいます。（部位によって時間や性能に違いはあります）

[■建築関係者]

## Q2-4 不燃材料とはどういうものをいうのでしょうか

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱時間 20 分間、以下の 3 つの項目を満たす建築材料のことを不燃材料といいます。

- ① 燃焼しない
- ② 大きな変形やき裂などを生じない
- ③ 避難を妨げる有毒ガスや煙を発生しない

一般には、石・ガラス・コンクリートなどの材料が不燃材料に含まれます。

[■建築関係者]

## Q2-5 現実的な改修方法はあるのでしょうか

用途変更となれば、現在の法令・条例を満足することが必要となりますので、対応が出来ないとなれば用途変更はできません。つまり特定行政庁から求められた改修ができなければグループホームとして引き続いて利用することができなくなります。

[■建築関係者]

## Q2-6 条例で敷地内通路など他の条件でも違反項目が続出し、グループホームが立ち行かなくなるのではないのでしょうか。

既存の住宅を利用してグループホームを既に運営しているケースは、もし開設時に特定行政庁の建築確認と検査済証を受けていれば、その後に法的な取り扱いが変更されたとしても「既存不適格」な建物としてそのまま運営を継続できますので、開設済みのグループホームの運営に支障が出ることはないと考えて良いでしょう。しかし多くの住宅建物では新築時に検査済証を受けないまま使用しているケースが多いので、最終検査が終わっていないことを理由に、現時点での用途判断の適用を迫られることも考えに入れて行政判断を仰ぐ必要があります。

しかし、既存住宅を活用して新たにグループホームを開設する際の建築基準法上の取り扱いは、自治体によって異なります。グループホームをすべて「寄宿舍」「共同住宅」として取り扱っている場合には、建築基準法による住宅から寄宿舍・共同住宅への「用途変更」のための確認申請手続きを行い、新用途の規定に適合する為の改修・整備が必要となります。当然、既存家屋を増築したり、内・外部の構造に関わる大規模な模様替えを行う場合にも、確認申請が必要となります。

用途変更に伴い、必要となる改修・整備の内容については、敷地や道路の状況、既存家屋の構造（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）・階数・面積・平面等によって大きく異なりますので、既存建物の図面などの資料を提示して所轄の確認申請窓口にご相談するのが間違いありませんが、多くの場合、建物の設計図や確認通知書・検査済証などの資料がない場合や、途中確認申請なしに増改築を行っている場合等もあり、現実には用途変更の為の確認申請が行えない場合も想定されます。

寄宿舍・共同住宅に用途変更する為に必要となる整備項目として考えられる点は、大きく分けて、①敷地形状・道路との関係、②建築主要構造部（床・壁・天井・階段）の防火構造、③居室・階段等の界壁の防火区画、④出口・廊下・階段・敷地内通路の避難通路の数・復員の確保の 4 点と言えます。

特に、共同住宅の安全確保のための上記項目については、建築基準法だけでなく、各自治体の建築基準条例等で細かく、且つ厳しく規定されており、特に①の敷地・道路の点は、改修で対応することは不可能だと思われます。

また、②の主要構造部についても改修は不可能と思われませんが、グループホームの規模が大きいものでない限り、大掛かりな整備は必要ないと思われれます。

問題は③の防火区画の問題ですが、2 階床や各居室界壁の防火区画などの改修を行えば、少なくとも数百万の改修費用が必要となりますが、この整備は実際の火災時には大きな防災効果が期待できることから、施工的な可能性と費用について、専門家に調査・見積もりを依頼し、慎重に検討する必

要があります。

④の避難通路の確保の点は、実際に廊下や通路幅を広げたり、階段を設ける等の改修は不可能と思われませんが、二方向避難のために新たに出入口を新設したり、2階の居室に既製品のバルコニーを設ける等の整備は、費用対効果を考えると、安全・防災上の効果は非常に高く、検討に値する整備点と考えられます。

以上のように、既存の一般住宅を共同住宅に用途変更し、グループホームとして利用するためには、かなり大掛かりな改修が必要となり、費用も手間もかかることが十分予想されます。しかし、単に費用をかけてグループホームに改修しても、それだけで入居者の安全・防災が確保されるわけでもありません。土地・建物の状態について慎重に確認を行い、改修内容・費用と、改修効果の比較検討を十分に行うことが重要と思われます。

また、完全に法的な対応がクリアできない場合には、代替となる消防設備や器具類の整備や、防災・セキュリティ設備の導入など、総合的な安全対策を検討したうえで、少人数のグループホームを運営することもケースバイケースとして考えられると思います。

また、そのための入居人数の上限や支援体制、補足的防災対策・設備等について、緩和規定の検討も含めた各自治体の建築関連条例の運用が求められます。

[■福祉関係者]

## ③ 消防法について

### Q3-1 消防法施行令改正によってグループホームはどう変化するのですか。

防火管理者の選任により責任体制が明確になること等により、一般に火災安全性は高まると考えていいでしょう。

一方、障害者グループホームで障害程度区分4以上が全体の8割以下のグループホームは(6)項ハとなるため、住宅に義務付けられていた「住宅用火災警報機」(「自動火災報知設備」の代替設備とは認められていない)が義務ではなくなります。また、(6)項ハとなる300m<sup>2</sup>以下の小規模グループホームであれば自動火災報知設備もスプリンクラー設備も不必要となります。

しかし、法令では義務ではないとしても施設の関係者に高い防火意識を持っていただくことが非常に重要であると考えられますので、自動火災報知設備などを自主的に設置していただくことが望ましいと考えられます。

[■建築関係者]

### Q3-2 防火対象物とは何ですか。ピンと来ないのですが。

消防法では火災を防止するため法的規制の必要があるものを「防火対象物」と定め、消防法施行令の別表第一で、面積、収容人員に従って指定しています。中でも、不特定多数の人、あるいは自力避難が困難な人に利用されるものは、もし火災が発生した場合の被害が大きくなる危険性を勘案して消防法での安全対策が規定されています。

防火対象物は台帳に登録されて図面と共に各消防本部で管理されており、立ち入り検査等によって消防設備(ハード対策)と防火管理(ソフト面)の状況が把握され、万一の災害時には現場における消火、救助等の活動支援のための情報提供が迅速に行われます。また、日常時には法の規定に基づいて、公権力を行使した立ち入り検査が可能であり、消防職員の専門知識に基づいた欠陥の指摘と改善、改修の指示等が行われます。

一般の住宅等、防火対象物に含まれないもの(法改正前の戸建てタイプの障害者グループホームの多くが該当します)については、消防による立ち入り検査はできないため、実状の把握が不十分であり、事業者の防火管理等に大きな欠陥や問題があっても、助言以上の対応は困難でした。

消防法第2条は、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよもしくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。」と定義しており、建築物以外にも火災の可能性のあるもの(山火事、車両火災、船舶火災など)を対象に含みます。あくまで対象物の届出は申請者主義のため、用途が変更された場合の対応は十分でないと考えられます。

[■建築関係者]

### Q3-3 複合用途とはどういう状況をあらわしている言葉なのですか。

平たく言うと「雑居ビル」ですが正式な用語ではなく、法律用語としては「複合用途防火対象物」と呼ばれ「防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。」と定義されています。

今回の消防法改正により、グループホームの用途区分が変わると、結果的にグループホームが入居している建物は共同住宅と違う用途が混在するものとみなされ、複合用途(雑居ビル)として取り扱われてしまいます。

新宿区歌舞伎町であった雑居ビル火災でも明らかのように、用途が違う空間が同居する建物では一体的な防火管理が行われにくく、出火、延焼、避難上の問題を多く抱えていることから法的な規制を厳しくする目的で、複合用途の考え方が生まれています。

複合用途防火対象物とは、政令で定める二以上の用途、つまり消防法施行令別表第1で分類されて

いる用途が2以上含まれている防火対象物のことをいいます。

例えば、映画館のあるショッピングセンターの場合、映画館は消防法施行令別表第1の(1)項イに該当します。ショッピングセンターは(4)項の「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場」に該当します。この場合、(1)項イと(4)項の異なる用途が存在するため、複合用途の扱いとなります。

[■建築関係者]

### Q3-4 消防用設備とは、どういうものをいうのですか。

一般的に、①消火設備（屋内消火栓、スプリンクラー、消火器など）、②警報設備（自動火災報知設備など）、③避難設備（誘導灯、避難はしごなど）等到大別されます。

[■建築関係者]

### Q3-5 消防用設備はどこで取り扱っているのでしょうか。だれでも設置できるのでしょうか。

法で定められた消防用設備（Q3-4）の整備・工事には消防設備士資格を持つ技術者が従事する必要があり、消防用設備専門のメーカーが、取り扱うことが一般的となります。維持管理にも基準が設けられ一定の信頼性が確保されているものと思われます。

[■建築関係者]

### Q3-6 法律で定められた消防用設備と、そうでないものとをわかりやすく説明してください。

消防法第17条で設置が求められるものを消防用設備と呼び、政令で基準が定められています。

法定設備ではなくても任意に消防安全上、ユーザーが選択して使用しているものは、維持管理も含めて、業界による自主基準にもとづいて自己責任の範囲内での設置運用となります。また効果が限定的である場合もあります。

[■建築関係者]

### Q3-7 義務づけられていない消防用の機器にはどのようなものがあるのでしょうか。

義務化の要件の有無というより、認証制度による鑑定、認定、評定、評価を受けているかどうか重要です。

認証されていない消防用機器（Q3-6）には、消防用、避難用などを中心にアイデア商品的なものが多数考案されていますが、効果が不十分、機能が限定されているなど機能面・耐久面・操作面で評価が定まっていない可能性があります。

比較的手軽な機器だと、感知機付き自動消火器があり、普通の消火器が壁に固定されているものと考えてください。先のホースに熱を感知するセンサーがついていて、火災による熱に反応してホースを伸ばし、火元に近づき、自動的に消火してくれるので、天ぷら油火災など目を離れたスキに出火した例などに有効です。喫煙場所の灰皿など、出火源がホースの届く範囲内に限定されているケースであれば役に立つと考えられます。離れた場所での火災だとセンサーが届きません。

消防用設備は、有資格者である消防設備士が工事にあたり、点検義務もありますが、認証されていない商品はあくまでメーカー側の自主基準に基づいて設置・維持される事から、商品の特徴と限界をよく理解した上で適切に使用する必要があります。

[■建築関係者]

**Q3-8 消防設備は、いざという時に本当に作動すると信じられるのでしょうか。どうしておけば、作動すると信じて良い状態にあると言えるのでしょうか。**

上記の点検が適正に実施され、必要な保全が行われている場合には、設備や管理の信頼性が確保されていると考えられます。(Q3-5)

[■建築関係者]

**Q3-9 消防用設備の定期点検はすべての設備に必要なのでしょうか。**

消防用設備等の点検及び報告は、消防法（第 17 条の 3 の 3）に定められており、消防用設備等はすべて半年ごとに、消防法施行令第 36 条第 2 項に規定される防火対象物は消防設備士か消防設備点検資格者が点検し、消防関係告示に定める用紙に点検結果事項を記入し、消防署等に報告をする必要があります。

点検には、外観等を点検する「機器点検」（年 1 回）と機能的な面を点検する「総合点検」（年 1 回）があります。「機器点検」は、外観チェックや部位ごとの機能を確認するものです。

「総合点検」は消防用設備等を実際に作動させたり使用したりすることにより、総合的な機能を確認します。機器点検では確認することができない全体機能の確認を総合点検で行います。

点検内容は設備ごとに決められ、消火器で約 40、屋内消火栓で 75、火災報知器で 74、一番多いスプリンクラーで 107 の項目を点検し、消防署等に提出する報告書（書式）を作成し、提出し、不備があれば改修をする必要があります。

報告書の提出は通常は毎年行いますが、工場、事務所、倉庫、共同住宅、駐車場等の特定の人が利用する用途の場合は 3 年ごと最新の総合点検の結果を所轄の消防署へ報告書を提出すればよいことになっています。

グループホームの場合、これまでは、「共同住宅・寄宿舎」として使っていた場合、3 年に 1 回でよかった報告義務が、福祉施設並みに毎年報告することになるので注意が必要でしょう。

点検を依頼するには、通常は、消防設備士、消防設備点検資格者(火災予防に関する専門知識を有し、指定講習を修了した技術者)がいる消防設備業者に頼みます。

かかる費用は大きく分けて①点検費用と、②機器に不備があった場合の修理や更新費用、③消防署への報告書作成と提出代行費用、で構成されます。それぞれの段階で見積もりによって適正な金額かどうかを比較し検討してください。

設置が義務付けられていない消防用設備や防災機器を自主的に設置した場合、防火管理者の責任で自己点検するなり、同様の定期点検を受けるべきでしょう。問題があることが分かっている意図的に点検しなかった場合は、防火管理責任を問われる可能性があります。

[■建築関係者]

**Q3-10 建築物に必要な定期点検は、消防設備点検以外にどんな制度がありますか。**

**①防火対象物定期点検報告**

平成 13 年 9 月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を受け、消防法が改正(平成 14 年 4 月 26 日)され新設された制度で、防火対象物点検資格者が 1 年ごとに防火対象物の点検を実施し、点検報告書を作成し報告する義務があります。

**②建築物の定期報告制度**

建築基準法第 8 条では、「建築物の所有者又は管理者は常に建築物を適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定され、実効性を高める目的から昭和 34 年に特定の特種建築物に対する定期報告制度が設けられました。建物のオーナー等には 1 級・2 級建築士または国土交通大臣が定め

る資格を有する者に調査・検査を依頼し、結果を報告させる義務があります。

調査・検査する項目は、建築物の防火、避難に関する事項が中心ですが、地震、台風、大雪に対する安全衛生面でも報告が必要です。建築設備と昇降機（エレベーター）については毎年、特殊建築物等（階数が5以上で延べ面積1,000㎡を超える建物など）については3年に一度の報告義務があります。

小規模な建物は対象となりませんが、マンションを借りて運営するグループホームでは、管理者により専門業者に依頼して点検が行われます。寄宿舎としての取り扱いを受けたグループホーム、ケアホームで屋外階段を設けない建物だと、地階又は4階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの、または、3階の当該用途部分の床面積合計が300㎡を超えるものは3年ごとの定期点検報告があります。

[■建築関係者]

### Q3-11 防火管理者の役割について教えてください。

**どういう場合に必要になるのでしょうか。だれが防火管理者になるのでしょうか。**

管理権原者の下、消防計画を作成し、これに基づき、消防訓練や火気管理等を行います。また、消防設備が作動するかどうか日常的に定期点検し、適切に維持管理する役割や、他には、避難経路に不要な物品が置かれているなど不適切な使用実態を発見し、所有者などに改善を求める防火管理といった役割もあります。火災で死傷者が出た場合など、防火管理者の責任が問われ刑事訴追されるケースもあります。

「防火管理者」は消防法で収容人員に応じて選任義務が定められています。

一般建物は収容人数が30名、事務所は50名を超えるごとに、1名以上選任しなければいけません。

防火管理者になるには消防機関等が実施する資格取得講習会を受講(7時間以上)する必要があり、監督的な立場にある者に選任されるべきですが、できれば設備や建築の知識があり、問題を見つけたらオーナーや入居者に改善を求められる立場の者がふさわしいでしょう。

よく似た名称で紛らわしく混同されるものに「火元責任者」がありますが、法律用語としては存在しません。消防の指導により「防火管理者」の補助者として、実情に応じ任命される事が多く、火元責任者の名札を部屋に付ける事で、当事者には防火上の責任意識を高める効果は期待できます。

[■建築関係者]

### Q3-12 マンションにグループホームを設置すると複合用途防火対象物とみなされるのでしょうか。

マンションの一部にグループホーム等がある場合、複合用途防火対象物とみなされるケースがあります。その場合、以下の2つが具体的なケースとして考えられます。

①(6)項ハに該当するグループホーム等の床面積の合計が、建物全体の延べ面積の10%以上又は300㎡以上の場合

②グループホーム等が消防法施行令別表第1(6)項ロに該当する場合

上記のケースについては、今年度の消防庁で開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」にて、対応を検討しているところです。

[■消防庁]

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」では、以下のような内容で検討が行われています。

共同住宅の一部にグループホーム、ケアホーム(6)項ロまたはハ)を設置する場合、消防法上の用途区分が、共同住宅(5)項ロ)から複合用途防火対象物(16)項イ)に変更とみなされる場合があります。

まず、(6) 項口に該当する障害者ケアホーム等が共同住宅の一部に入居する場合は、すべて (16) 項イの複合用途防火対象物とみなすのが適当であるとされています。

つぎに、(6) 項ハに該当する障害者グループホーム等が共同住宅にある場合、グループホーム等の床面積の合計が、延床面積の 10%未満かつ 300 m<sup>2</sup>未満の場合は、「共同住宅の従属的な部分」として取り扱うことが出来るものとして建物全体を (5) 項口の共同住宅としてみなすのが適当であるとされています。

さらに、上記の (6) 項ハに該当する障害者グループホーム等の床面積の合計が、延床面積の 10%以上又は 300 m<sup>2</sup>以上の場合は、(16) 項イの複合用途防火対象物とみなされます。

これに伴って、自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置が 10 階以下にも新たに必要となると、他の一般住戸にも設置義務が及ぶケースが想定されますが、それではグループホームやケアホーム等の設置にあたって周囲の理解が得られなくなり、影響が大きくなることが予想されます。

一方、生活の場としてケアホーム等を見た場合、一般住戸と特段の違いがあるわけではなく、用途の複合化によって雑居ビルのような火災危険性が著しく増えるわけではありません。したがって、ケアホーム等の入所者の避難安全性さえ確保できるならば、複合用途への変更に伴う自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置義務が一般住戸にまで及ばないような特例措置が検討されています。

[■建築関係者]

### **Q3-13 現在の自立支援法のもとで、障害のある人が結婚して二人で暮らしている状態をグループホーム事業として援助している場合、二人で暮らしている状態にあっても「住宅」ではなく「社会福祉施設」になるのでしょうか。**

福祉部局から事業の認定等を受けて、グループホームとして運営している場合については、原則として社会福祉施設 ((6) 項) として取り扱うこととなりますが、実態に応じて個別に判断していくことも必要となります。この点に関して、今年度の消防庁で開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」にて、対応を検討しているところです。

[■消防庁]

## ④ 消防設備について

### (1) 消火器

#### Q4-1 消火器について教えてください。

##### 火を消す仕組み

ものが燃えるには、「①温度 ②酸素 ③燃える物」という3つの存在が不可欠です。このうちのどれか1つでも無くせば、消火することが出来ます。水をかけると、温度が下がる事で消火できます。タバコの火を押しつぶすと、燃える物がなくなり火が消えます。消火器は、触媒効果のある粉末や強化液を燃えているものに吹き付ける事により、燃焼を抑制し、酸素を遮断して消火する仕組みです。

消火器の種類は、中の薬剤の違いで「粉末消火器」と「強化液消火器」に大別され、現在では手軽さから粉末型が主流を占めています。

一方、消火可能な物の種別によって、A・B・Cの記号がつけられ、万能型消火器はABC型と呼ばれ、油火災から電気火災まで、広く対応することが出来ます。

##### 消火器使用の注意点

消火器は、手軽で消火効果も高いですが、使用にあたり覚えておいて欲しい事として、一般的な小型粉末消火器で、放射時間が25～30秒と意外と短い点が挙げられます。消火器は、火元まで3m程度まで近づいてから、筒先を火元に向けて固定し放射する使用方法が望ましいのですが、慣れない人は火炎の熱さに驚いて火元に十分近づかない内から放射を始めてしまい、散水するような気持ちで筒先を振り回すため、火元を一気に薬剤で覆うという消火器本来の正しい使い方ができず、消火する前に放射が終わってしまう失敗例が後を絶ちません。

また、狭い台所等で火元から離れた場所で放射すると、粉末が一気に部屋中に広がるために視界が真っ白になり、肝心の火元の位置が分からなくなってしまうという失敗例もあります。

[■建築関係者]

#### Q4-2 消火器の設置義務があるのは、どのような場合ですか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設((6)項ロ)は規模に関係なく設置。社会福祉施設((6)項ハ)は延べ面積が150㎡以上の場合設置。これとは別に地階、無窓階(地上階で消防活動上必要な大きさの開口部のない階)又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上のものは設置が必要です。

[■建築関係者]

#### Q4-3 知的障害者でも使える消火器はないでしょうか。

本人の障害の程度により適確に消火器を使用できるか否か左右されます。

「消火器」は国家検定品で、法令に基づいて規格が定められております。スプレータイプ等の「消火具」とは異なり、現状の機能を変えるのは難しいと思われれます。

[■防災企業関係者]

**Q4-4 女性にとって消火器を手で持って操作するのは重すぎると思いますが、軽いものはないのでしょうか。**

一般的に法令によって設置されている消火器は 10 型と言われ、総重量が約 5kg あり使用にあたり重さがネックになりますが、小型のタイプで 3 型（総重量：約 2.1kg）、4 型（総重量：約 2.45 kg）などもあり、必要に応じて備えるのも一つの方法かと思われます。

[■防災企業関係者]

重たくて操作ができない場合、小型で操作できる消火器を複数用意し、複数人で使用するのも一つの方法です。

また、ハンドルを握って放射するため、握力が弱い高齢者や障害者では使いづらいこともあるので注意が必要です。

エアゾール式簡易消火具というスプレー式の器具も台所用として販売されていますが、消防用設備ではありません（Q3-7、Q4-3）。

[■建築関係者]

**Q4-5 消火器の耐用年数とメンテナンスについて教えてください。**

消火器容器本体：8 年（PL 法に基づき各メーカーが有効期限を設定）、消火器粉末：5 年（消火器工業会にて交換を指導）

[■行政関係者]

一般に設置されている消火器には、「粉末消火器」又は「強化液消火器」があります。市場シェアでは「粉末消火器」が、9 割以上を占めております。

双方とも容器は 8 年、薬剤は 5 年を目途に交換する事となります。

消防法に基づき設置されている消火器は半年ごとに機器点検の必要があります。（点検の結果、使用に耐えないと判断された場合、期限前でも交換が必要となります。）

[■防災企業関係者]

**（2）誘導灯**

**Q4-6 誘導灯というのはどういうものですか。**

誘導灯とは火災時等に避難する方向を示した停電時にも作動する照明器具で、1 階の出入口や階段の扉近くに設ける避難口誘導灯と、廊下に設ける通路誘導灯があります。

[■建築関係者]

**Q4-7 誘導灯はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。**

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（（6）項）は規模に関係なく全て設置しなくてはなりません。但し、見通しが良くて一定の歩行距離以内である部分については免除できる場合があります。

[■建築関係者]

#### Q4-8 誘導灯以外のものに対応することはできないのでしょうか。

誘導灯の代替措置はありません。Q4-7のように設置免除できる部分がある場合はあります。

[■建築関係者]

#### Q4-9 なぜ利用する人が決まっている小さな民家を改造したグループホームにも誘導灯や非常誘導標識が必要とされるのでしょうか。

グループホームは、消防法施行令別表第1に規定する用途が(6)項ロ又は(6)項ハになり、消防法の取り扱い上、特定用途防火対象物になります。

誘導灯及び誘導標識の設置にあつては、特定用途防火対象物は、面積や規模に関係なく設置が義務になるため、小さな民家を改造したグループホームにも設置が義務になります。

ただし、施設の規模や出入口が見渡せる状況など、施設の実態に応じて免除できる場合があります。

[■行政関係者]

#### Q4-10 誘導灯と誘導標識のちがいについて教えてください。誘導標識はどのような場合に使用されるのでしょうか。

一般的に、誘導灯は光源のあるもので、誘導標識は光源のないものとなります。誘導標識は避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識であり、グループホーム等の施設に関しては法令基準通りに誘導灯を設置するとともに、補完的に誘導標識を設置することになります。

[■消防庁]

### (3) 防災物品

#### Q4-11 防災物品とは、どのようなものを言うのでしょうか。

防災物品とは繊維製品を中心に燃えにくい加工を施した製品で、消防法で定めた性能を有しているものをいいます。カーテン、布製ブラインドやじゅうたんなどが代表的なものです。

一方、寝具、衣服類等で一定の燃えにくさの性能を有しているもので第三者機関が認めたものに防災製品があります。

[■建築関係者]

#### Q4-12 一般の防災物品や難燃製品などとは、どうやって見分けるのでしょうか。

防災物品は「防災」と赤く記されたラベルが貼付されています。また、防災製品は「防災製品」と記されたラベルが貼付されています。

[■建築関係者]



#### **Q4-13 防災物品はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。**

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（6項）は、カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等は防災物品の使用が義務づけられます。

[■建築関係者]

#### **Q4-14 防災物品の導入にはどのような効果があるのでしょうか。**

防災物品は、小さな火災では容易に着火しないことから延焼を食い止める為には大変有効です。社会福祉施設はもとより、飲食店や物品販売店舗など不特定多数の者が出入りする施設にあっては、防災物品の使用が義務付けられています。

[■行政関係者]

#### **Q4-15 カーペットの防災化は効果がありますか。**

たばこや線香等の火種やろうそくの火の落下は、気づきにくい事から、知らぬ間に火災になる傾向にありますが、防災物品を使用していれば延焼防止に大変有効です。

[■行政関係者]

#### **Q4-16 カーテンの防災化をと言われますが、寝具やねまき、エプロン等身につけている物を防災化する方が重要なのではないのでしょうか。**

寝具やねまき等の身につけるものの防災も必要ですが、建物の中で面的に大きく、延焼拡大の媒体となりやすいカーテンやじゅうたんなどは、防災物品を使用することが重要になります。

[■行政関係者]

#### **Q4-17 木綿のれんの取り外しを指示されましたが、愛着のあるのれんを使うのがなぜいけないのでしょうか。**

のれんなどについては、すべてを規制しているわけではなく、ある程度の丈の長さによって規制を加えることとしております。（例えば、概ね丈長1m以上のものにあつては、防災物品を使用するよう指導している自治体もあります。）

なお、のれんなどは、クリーニング屋さんで防災処理が可能ですので、愛着のあるものでも後処理が可能なものもあります。

[■行政関係者]

#### **Q4-18 防災製品とクリーニング店などで防災処理したものとの防災効果に違いはないのですか。**

防災処理した直後なら大きな違いはないと思われます。

[■建築関係者]

#### Q4-19 防災製品はどのようなお店で取り扱っているのですか。

百貨店や福祉専門店で販売されています。服飾デザイナーの森南海子さんが手がけた高齢者向けの服にも防災製品が使われています。

[■建築関係者]

#### Q4-20 防災製品を取り入れることで、どのくらい避難時間が確保され、安全性が増すのでしょうか。

衣服やエプロンへの防災製品の採用により、簡単には燃えなくなるため着衣着火による死亡リスクは大きく改善されます。カーテンなどインテリアに用いた場合も、床カーペットに用いた場合も、炎上が防止でき、室内の延焼拡大を抑止して黒く焦げる程度で収まる例が多くあります。

[■建築関係者]

### (4) 自動火災報知設備(自火報)について

#### Q4-21 自動火災報知設備というのはどのようなものなのでしょうか。

自動火災報知設備は、感知器、受信機、地区音響装置(ベル)、発信機(押しボタン)から構成され、火災が発生した場合に、熱や煙を自動的に感知し、地区音響装置(ベル)を鳴動させて建物内の者に火災の発生を早期に知らせることができる設備です。火災の発生を早期に気づくことで、避難、通報、初期消火等の火災時の応急対応をより早く行うことができます。

警報設備の一種であり消防法令により、一定面積以上の建物や店舗がある雑居ビル・重要文化財などの防火対象物に設置が義務付けられています。(略称で「自火報(じかほう)設備」とも呼ばれています。)

[■消防庁]

#### Q4-22 自動火災報知設備というのはどのような場合に義務づけられるのでしょうか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項口は規模に関係なく設置しなくてはなりません。社会福祉施設(6)項ハの場合は延べ面積が300㎡で設置義務の対象となります。

[■建築関係者]

#### Q4-23 住宅用火災警報器と自動火災報知設備との違いはどのようなところにあるのでしょうか。

自動火災報知設備はQ4-23に示したような設備の構成で、火災の発生を自動的に感知して建物全体に火災の発生を報知できるものであるのに対し、住宅用火災警報器は感知器一つからなり、そのものが火災を感知し、音声やブザー音を発し、そのエリアでしか報知しません。

[■建築関係者]

自動火災報知設備の感知器や受信機等は、検定対象となっており、国で定めている一定の技術基準を満たさなければ、使用することができません。また、設置工事をする際にも資格を持った専門の技

術者が担当する必要があります。

一方、住宅用火災警報器は、受信機や地区音響装置、発信機等は不要であるため、設備自体も簡単で、設置についても普通の電気屋さんに頼んでもいいし、器用な人なら日曜大工程度の手間で設置できるのでコストは低くなります。

通常の住宅でよく見かける住宅用火災警報器は電池式で単独で部屋の天井につける（最近は一階などでも数千円で販売しているタイプ）ものが多いです。単独型の場合は、火災を感知した警報器しか音が鳴らないので、部屋を閉め切っていると、隣の部屋や、違う階の人には十分聞こえない恐れがあります。また電池が切れるという問題も重要です。天井の高いところに取り付けるため、点検義務があっても電池交換する手間を惜しんで放置されている問題が予想されますから、長持ちする電池（価格は高くなりますが）を使ったり、100V電源を引いたりするといった工夫も必要です。

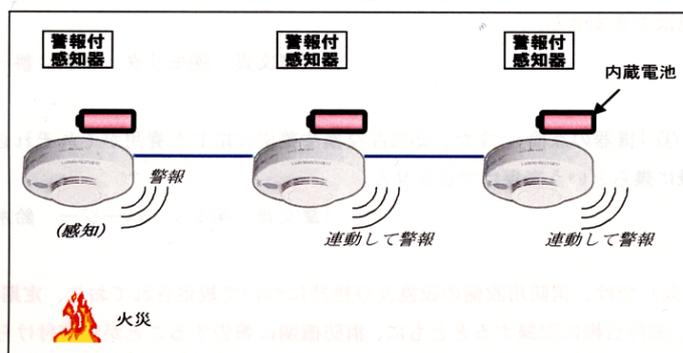
なお、消防庁予防課において、感知器に警報機能を設け、一箇所で感知した場合でも、それ以外の場所に取り付けた感知器も一斉に鳴るようにする「連動式」というタイプについて検討が行われ、小規模な社会福祉施設においては、従来の自動火災報知設備と同等の効果があるということで報告書が出されています。現在、総務省消防庁では、300㎡以下の小規模なグループホーム等に限り、このタイプの警報設備が使えるように基準の改正を行っています。

[■建築関係者]

#### Q4-24 現在検討中の簡易型の自動火災報知設備というのはどのようなものでしょうか。

消防法令の改正にて今回新たに自動火災報知設備（自火報）の設置が必要となった施設は、住宅用火災警報器を設置しても自動火災報知設備（自火報）の代わりにはなりません。法令の基準に基づく自動火災報知設備（自火報）を設置しなければなりません。

ただし、現在、総務省消防庁では警報機能を有する感知器を連動させることにより施設全体に火災の発生を知らせる設備を、300㎡以下の小規模なグループホーム等に限り、自動火災報知設備（自火報）に代わる設備として使用できるよう基準改正を行っています



[■消防庁]

#### Q4-25 自動火災報知設備（自火報）の代わりに、安価な住宅用火災警報器でもよいのでしょうか。

自動火災報知設備は火災を自動的に感知し、建築物全体に火災の発生を報知するものであり、火災を覚知したエリアでしか発報しない住宅用火災警報器では代替することはできないものと考えています。

なお、今回の改正に伴い新たに自動火災報知設備の設置が必要となる300㎡未満の小規模な防火対象物については、全体の規模が比較的小さく、各居室も比較的狭いこと等特性を踏まえ、警報機能を有する感知器を連動させるタイプの設備を使用できるよう基準の改正を行っています。

[■消防庁]

**Q4-26 自動火災報知設備（自火報）の代わりに簡易型の場合は、有線式・無線式どちらでも大丈夫なのでしょうか。**

自動火災報知設備（自火報）に代わる設備の検討とあわせて無線式の自動火災報知設備についても総務省消防庁で検討中であり、平成21年4月1日の法令改正（グループホーム等への自動火災報知設備の設置義務の強化など）の施行までに規格化される予定です。

[■消防庁]

**Q4-27 自火報設置免除の特例を分かりやすく整理できないでしょうか。**

社会福祉施設（6）項口で延べ面積が300㎡以下のものについては従来の自動火災報知設備よりも簡易な構成のものが認められる予定ですが、設置免除の規定はありません。

[■建築関係者]

免除に関しては、用途を変更するか、面積を縮小する以外は考えられません。

[■防災企業関係者]

現在、総務省消防庁において開催されている小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、共同住宅の一部にグループホーム等が入っている場合に、共同住宅部分の自動火災報知設備が免除できる要件について検討されています。

[■消防庁]

**Q4-28 火災報知設備を、建物内だけでなく玄関先や隣近所の家につけさせてもらえば、近隣からも早く救助にも来てもらえるのではないのでしょうか。**

建物の外側に、感知器と連動した表示器や音響装置（ベル又はスピーカー等）を設置することは、外部等に火災の発生を通報するうえで有効であると考えられます。（共同住宅用自動火災報知設備で用いられている「戸外表示器」、「音響警報装置（共同住宅用）」などの例があります。）

[■行政関係者]

**Q4-29 知的障害者は現在の警報音を正しく理解できるのでしょうか。**

**どのような警報音が効果的なのでしょうか。ベルやブザーより音声による警報の方が適切な誘導ができるのではないのでしょうか。**

大音量のベルは驚かせるだけで逆効果です。「火災です」「落ち着いて外へ避難しましょう」というような音声で火災発生を呼びかけ、行動指針となるような具体的な指示や情報を与えられる誘導の方が良いと考えられますが、誤認すると信用されにくくなります。

本来なら、非常放送にその役割が期待されています。

[■建築関係者]

**（5）火災通報装置について**

**Q4-30 火災通報装置というのは、どのようなものなのでしょうか。**

火災発生時に一の押しボタンの操作等により電話回線を利用して録音メッセージで用件を消防機関に通報し、また通話を行うことができる装置をいいます。自動火災報知設備と連動して通報を行うようにすることも可能です。

[■建築関係者]

**Q4-31 火災通報装置というのは、どのような場合に義務付けられているのでしょうか。**

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（6）項口は規模に関係なく設置し、（6）項ハは延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務づけられます。

[■建築関係者]

**Q4-32 火災通報装置（火通）の代わりに、自動火災報知設備（自火報）や簡易型自動火災報知設備の信号で自動的に消防署へ通報させてもよいのでしょうか。**

現在のところ火災通報装置（火通）を介さないで通報するシステムは開発されていないと思われま

す。 [■行政関係者]

消防機関の見解によりますが、連動の場合、「非火災報」でも通報することになり、これが頻繁に起こると管理者がスイッチを切ることがありますので、手動で通報する機能は確保する必要があります。

[■建築関係者]

**Q4-33 火災通報装置（火通）の代わりにワンタッチ式の緊急電話装置でもよいのでしょうか。**

平成19年度、総務省消防庁において火災通報装置（火通）の代わりとなる緊急通報装置を活用したシステムの構築に向けて検討が行われ、それを基に基準の改正が行われています。

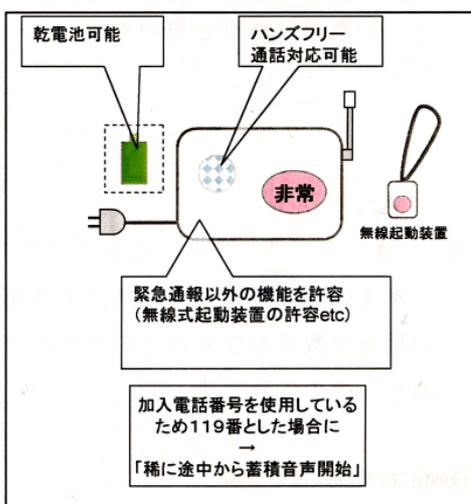


図2(↑)、表1(→)  
火通の代わりとなるシステムの検討

現状における主な相違点	性能確保の考え方	
電話回線と通報先の判断	リングバックトーン検出 情報送出に係るタイマー設定 蓄積音声情報を2回反復する等	
通報信号音（呼び出し音）	概ね 800Hz の単音3回連続を2回反復	
蓄積音声情報	火災である旨、防火対象物の所在地、建物名、電話番号の情報など	
自動通報から通話機能への移行	ハンズフリー機能	
電源	常用電源	抜け防止等の措置を講じた一定の安全性が担保されるコンセントから可能
	予備電源	性能が担保されている場合は、乾電池でも代替可能

[■消防庁]

**Q4-34 火災通報装置（火通）の代わりに、民間警備会社の通報システムで消防へ連絡する方法でもよいのでしょうか。**

現行法令では直接加入電話を介して消防機関へ通報する必要があります。

[■行政関係者]

**(6) スプリンクラーについて**

**Q4-35 一般用のスプリンクラー設備というのは、どのようなものなのでしょうか。**

初期消火には非常に有効といわれるもので、火災の加熱により天井面に設置されたヘッドのヒューズが熔融し、自動的に散水（土砂降りの雨状態）する設備です。専用の配管、ポンプ、電源、水源（水槽）等を必要としています。

[■建築関係者]

**Q4-36 住宅用スプリンクラー設備というのは、どのようなものなのでしょうか。**

住宅用スプリンクラー設備（水道管連結型）とは、一般の給水管からの水源や配管を兼用するもので、圧力や水量が確保できれば専用のポンプや電源も不要です。なお、通常のスプリンクラー設備と比較して、放水量の基準は低く設定されています。

また、断水時は機能しないこと、他に大量に水を使っている時（風呂等）は水量が低減すること、圧力を確保するため加圧ポンプも設けても停電時には作動しないことを知っておく必要があります。

[■建築関係者]

**Q4-37 「自動消火装置」と呼ばれるものは、住宅用スプリンクラーの代わりにはなりませんか。**

「自動消火装置」として家庭用あるいはグループホーム向けに販売されているものは、住宅用スプリンクラーの代用とは認められません。温度上昇を感知し自動的に消火液を放射しますが効果が限定され、簡易で補助的な住宅用消火装置という位置付けの商品です。

【参考】①（図3 消火装置）台所など壁面に取り付ける。火災を感知すると放射口のアーム部を伸ばして中の消化液を散布します。てんぷら油火災など持ち場を離れた時の出火に対応できる。

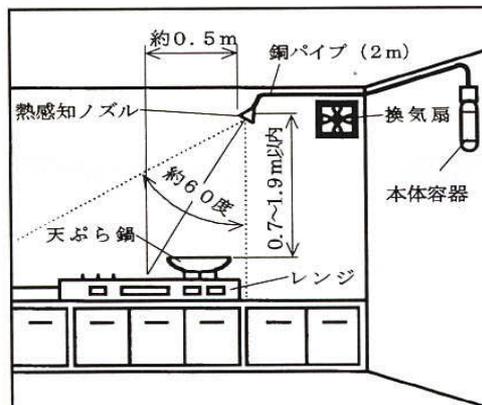


図3. 消火装置例①

【参考】②（図4 消火装置）消火液の入ったタンクごと、天井面に設置し、半径2 m程度の範囲に放射されます。

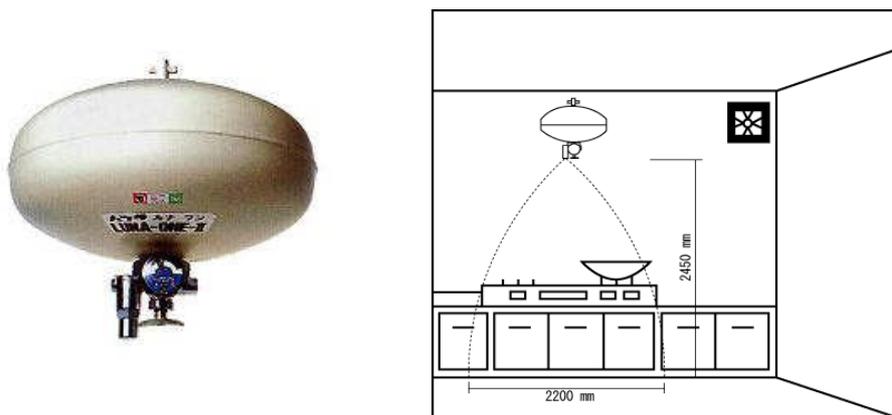


図4. 消火装置例②

[■建築関係者]

#### Q4-38 それぞれの設置義務について教えてください。

複合防火対象物の扱いの場合は若干複雑になりますのでここでは単独の用途について言及します。グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（6）項口は延べ面積が275㎡以上のものに設置義務があります。なお、そのうち、延べ面積が1,000㎡未満のものは特定施設水道管連結型のものが適用できます。

また、これによらず、一定の防火区画を有するものについて設置免除の規定があります。また、1,000㎡未満で一定の要件をクリアすれば、設置免除することのできる特例基準も示されています。

社会福祉施設（6）項ハの場合は、平屋建て以外で6,000㎡以上が設置義務の対象となります。

但し、（6）項口、ハとも、地階・無窓階で1,000㎡以上、4階以上10階以下の階で1,500㎡以上、11階以上の階は上記に関係なく設置義務の対象となります。

[■建築関係者]

#### Q4-39 住宅用スプリンクラー設備（水道管連結型）で、必要水圧が確保できないのはどんな場合なのでしょうか。

夕方（利用の集中）、渇水時（給水制限）、停電時等については、消防予第390号（平成19年12月21日付）2(2)エにより、「水道法の規定により、水道事業者は災害その他やむを得ない事情がある場合等給水を停止することができる…」に該当すると思いますので確保できない場合であると思われます。

必要圧力が確保出来ない場合に該当する場合は、必要圧力（末端箇所）の4個同時放水時0.02MPa（又は0.05 MPa）及び放水量15 L（又は30 L）が確保出来ない場合の立地（丘陵地の高台）、上層階（水道管直結式）と考えられます。

※例えば、市の施工指針により配水管（水道本管）の設計圧力を原則、市内一律で0.25MPaとしている自治体もあります。ただし、一部の高台等で配水管（水道本管）の圧力が0.25MPa未満の地域では設計圧力を0.2MPaとしており、その場合はブースターポン等設けてもらうように考えています。

[■行政関係者]

法令で部屋の内装が準不燃材料又は不燃材料の場合は、スプリンクラーヘッドが4個同時に作動した場合、ヘッド1個当たり放水圧力が0.02MPa以上で、15L/min以上の放水量を確保するよう規定されています。

この条件を満足させる為に、設置する場所の最低水道圧を水道事業者から情報提供いただき、それを元にして配管口径を決め、規定圧力以上で放水できるように設計します。水道圧力が不足する場合は、加圧ポンプを設置する等、他の方法を考える必要が生じます。

なお、水道事業者の都合・意思により給水制限や給水停止をする場合は、給水を停止する区域・期間を予め利用者に通知することになっています。この場合は、水道連結型スプリンクラー設備は一時的に機能しない為、防火対象物の関係者は、給水が停止した場合の対応を予め決めておく必要があります。

また、スプリンクラー設備使用にあたっては、他の給水用具を閉栓した状態での使用でなければ必要な放水量・放水圧力が確保されないことがあります。

[■防災企業関係者]

**Q4-40 住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、水圧が確保できなくなった(スプリンクラーの性能が落ちる)時は、どうなるのでしょうか。どうやってそのことを知らせてくれるのでしょうか。**

法的に、警報等の規制はありません。また断水等については、水道局での対応と思います。

[■行政関係者]

水道連結型スプリンクラー設備の場合は、前述の水道事業者の都合による給水制限等の通知(Q4-47[■防災企業関係者] 回答部分に記載)以外に知らせる手立てはありません。

圧力監視用の付帯設備を設置し、必要最低圧力になった場合に警報を発することはできます。しかし、給水用具を使用し圧力が低下した場合も警報を発してしまうため、管理運用上の注意が必要になります。

[■防災企業関係者]

**Q4-41 水道の塩化ビニール配管だと火災時に熱で融けないか心配です。**

消防予第390号(平成19年12月21日付)2(1)エ(ア)bにより、規定はあります。この場合は、「当該管が壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限る。)の裏面に設けられているときは、合成樹脂告示第3、4の規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること」と規定されており、認められた合成樹脂管であれば問題はないと思われます。

[■行政関係者]

法令で、塩化ビニール管を露出で使用することは禁じています。難燃材料以上で囲われた箇所での使用に制限されています。露出の場合は鋼管を使用します。

[■防災企業関係者]

**Q4-42 寒冷地での凍結対策や、温暖地でも急に冷え込んだ夜は大丈夫なのでしょうか。**

乾式(内容についてはQ4-52参照)により対応が可能だと思います。

[■行政関係者]

凍結の恐れのある場合は、平常時パイプ内に水を入れない乾式で対応するか、パイプにヒートテープを巻き気温が下がったときに自動的にスイッチが入りパイプを暖め凍結を防止する方法があります。  
[■防災企業関係者]

#### Q4-43 湿式と乾式の違いは何でしょうか。

湿式（水道連結型）とは、配管内に水が充満されている方式。トイレなどの日常生活に使われる給水管に直結し配管内の水が停滞しない方式です。（停滞しないので衛生的です）

乾式（水道連結型）とは、スプリンクラーヘッドの作動時に配管内に充満する方式です。（日常生活に使用する配管を使用していないということです）

[■行政関係者]

湿式とは、給水本管からスプリンクラーヘッドまで常時水が充填された方式を言います。火災の熱をスプリンクラーヘッドが感知し、そのヘッドの感知部が開放し放水を行います。

乾式とは、給水本管とスプリンクラーヘッドの間に電気信号で起動するバルブを介し、平常時は給水本管のバルブまで水が入り、バルブ以降スプリンクラーヘッドまでは水が入っていないものを言います。火災の熱を自動火災報知設備の感知器等で感知し、その信号を受けてバルブを開けます。この動作以降は湿式と同じです。

[■防災企業関係者]

湿式とは常時配管に一定の圧力を加えた水が満たされているもので、乾式は水の代わりに空気を使用しているものです。乾式は寒冷地などで採用することはありますが、湿式の採用が一般的です。

[■建築関係者]

#### Q4-44 スプリンクラーが誤作動して建物（部屋）が水浸しになったりしませんか。その場合、その後の建物（部屋）の水損は、拭けば済むような状態なのでしょうか。

ヘッドが熱せられるか、物をぶつけるかしない限り、普通では誤作動がない非常に信頼性の高い設備です。当然火災であれ、誤作動であれ、放水となれば一定の水損は生ずる可能性があります。

[■防災企業関係者]

いったん放水が始まると、人間が操作しない限り放水は簡単には止まらないようになっています。一般スプリンクラーに多く採用される湿式ヘッド（Q4-43）では配管内を水が循環しないため「死に水」とよばれる状態で、水垢で汚れた水が大量に出ますので臭気も強く、復旧には手間取ることが予想されます。

[■建築関係者]

#### Q4-45 地震の揺れなどで間違っって放水し水浸しにならないのでしょうか。

湿式及び乾式ともに、スプリンクラーヘッドに衝撃を与えた際には、放水するものと思われます。その際は、水道の止水栓等を閉止してください。（専用の停止弁及び電動弁等がある場合にはその弁等）

[■行政関係者]

天井が壊れる、家具が転倒するなどの被害が出る場合は、その影響を受けスプリンクラー配管やスプリンクラーヘッドの損傷が考えられます。

[■防災企業関係者]

地震の揺れで天井の動きとスプリンクラーヘッドの動きがずれることから、ヘッドが誤作動し、建物が壊れていないのに、大きな水損被害がでた例は病院、図書館など数多く報告されています。最近では耐震型ヘッドも開発されています。

[■建築関係者]

**Q4-46 住宅用スプリンクラーによる消火効果のビデオを見ました。きちんと火が消えていませんでしたが、本当に役に立つのでしょうか。**

火災の炎及び煙を抑制するのに役立ち、避難誘導の時間をかせぎ、スムーズにする為に役立つものです。

[■行政関係者]

総務省が今後配布するであろう、スプリンクラーヘッドの規格省令を見ないと1メーカーとしては断言できませんが、水道連結型スプリンクラー設備は、火を消す設備としての位置づけではなく、延焼防止用であり、避難時間の確保が目的であると考えております。

[■防災企業関係者]

**Q4-47 スプリンクラーは火が燃えているところ（部屋）だけで作動するのですか。**

お見込みの通り、感知したヘッドのみで散水されます。

[■防災企業関係者]

**Q4-48 スプリンクラー設置免除の特例を分かりやすく整理できないでしょうか。**

本文の除外規定及び特例による免除規定を整理すると概ね以下ようになります。分かりにくい用語や数式が含まれていますので、最寄の消防署や建築設計の専門家などに問い合わせるのも1つの方法です。

[■建築関係者]

表2. 小規模施設における除外、緩和の要件

	本文除外規定	特例1	特例2	特例3 (共同住宅に存する場合)	特例4
要件のポイント	延焼防止措置を重視	人的支援による避難誘導等を重視	火災の影響を受けにくい避難経路の確保を重視	自力歩行避難が可能であることを前提とした延焼遅延措置を重視	人的支援による避難時間と延焼時間とのバランス重視
建物階数	—	≤2	≤2	—	要避難時間≤避難限界時間
1区画の床・壁構造	準耐火構造	—	—	3階以上に存する場合耐火構造	要避難時間 = 避難開始時間 + (Σ 駆付時間)/N + (Σ 準備時間)/N + (Σ 移動時間)/N
避難経路の構造	—	—	直接外部へ到達 または一の居室から防火設備のない開口部を経由せずに外部へ到達	—	N=従業者数+計算上の近隣協力者数
内装	準不燃(一部難燃)以上	難燃以上	難燃以上	難燃以上	または 要避難時間 = 避難訓練の実測値
開口部制限	一の開口面積≤4㎡、合計≤8㎡	—	—	—	避難限界時間 = 基準時間+延長時間
開口部構造	防火設備(煙感運動又は常閉)	—	—	3階以上に存する場合防火設備(屋外に面する場合を除く)	
1区画面積等	≤100㎡、かつ居室<4室	—	—	≤100㎡、かつ要保護者≤4人	従業者等は1名以上 近隣協力者は自火報信号の移報により覚知
夜間の人員体制	—	要保護者数≤(従業者等×4+近隣協力者×3)	2ユニットで従業者等が1名の時近隣協力者は1名以上	従業者等が確保されている	
その他		近隣協力者は自火報信号の移報により覚知かつ2分以内に駆付	近隣協力者は自火報信号の移報により覚知かつ2分以内に駆付	自立的に歩行避難が可能	

本文除外の規定及び特例による免除規定を分かりやすくイラストによって表現してみました。別紙参考資料（消防法施行令・消防規則改正について）もご参照ください。

## 本文除外) 防火区画タイプ

以下を全て満たすこと。

- ①床・壁等が準耐火構造（1区画ごと）
- ②内装が
  - ・地上につながる廊下…不燃 or 準不燃
  - ・その他の部分…難燃
- ③開口部が、
  - ・1つ1つは4m以下
  - ・合計は8m以下
- ④扉が、以下のいずれかである事
  - ・随時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの
  - ・随時閉鎖できて煙感知器と連動して閉まるもの
- ⑤床面積が100㎡以下（1区画ごと）
- ⑥3部屋まで（1区画ごと）

上記区画にて、建物全体若しくは、(6) 項口に該当する部分を全て区画すること。

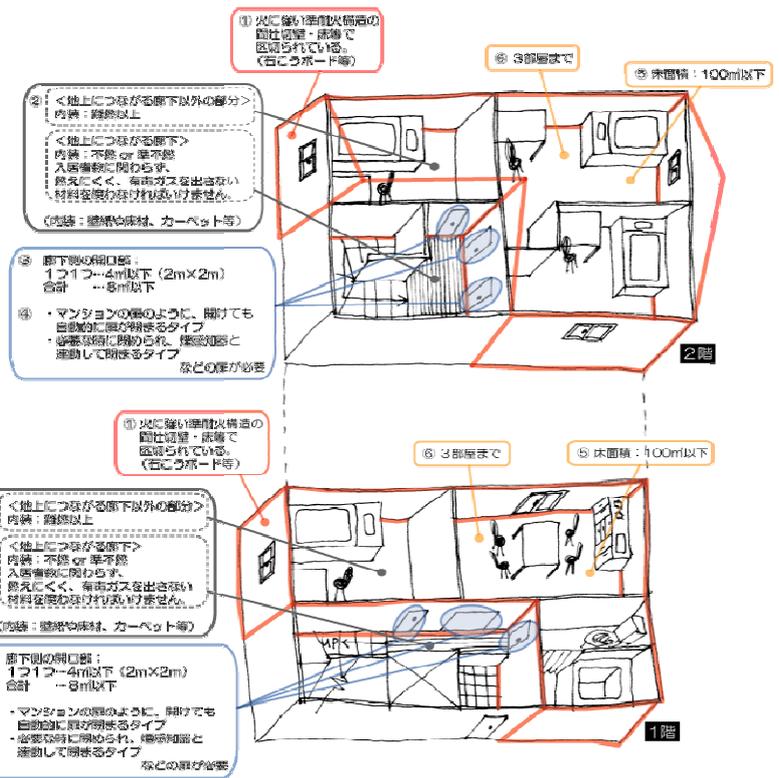


図3. スプリンクラー免除規定（本文除外）

## 特例1) 避難介助力強化タイプ

以下を全て満たすこと。

- ①平屋建て or 2階建て
- ②内装が難燃以上（不燃・準不燃・難燃）
- ③図のような助働者数が確保出来る事（例、4～12人の場合）



入居者数	⑤ 避難介働者数		入居者数	⑤ 避難介働者数	
	世話人のみ	近隣支援者が2分以内に到着		世話人のみ	近隣支援者が2分以内に到着
4人		① 平屋建て or 2階建て ② 内装：難燃以上 入居者数に関わらず、燃えにくく、有毒ガスを出さない材料を壁紙のほかに用います。 (内装：壁紙や床材、カーペット等)	9人 10人 (入居者10人のケースを表示)		
5人 7人			11人		
8人			12人		

図4. スプリンクラー免除規定（特例1）

## 特例2) 一時避難場所の確保+避難介助カタイプ

以下を全て満たすこと。

- ①平屋建て or 2階建て
- ②全ての部屋に、  
地上か一時避難場所への通路がある事  
(バルコニー、屋外階段等)
- ③図のような介助者数が  
確保出来る事  
(例、1~2ユニットの場合)

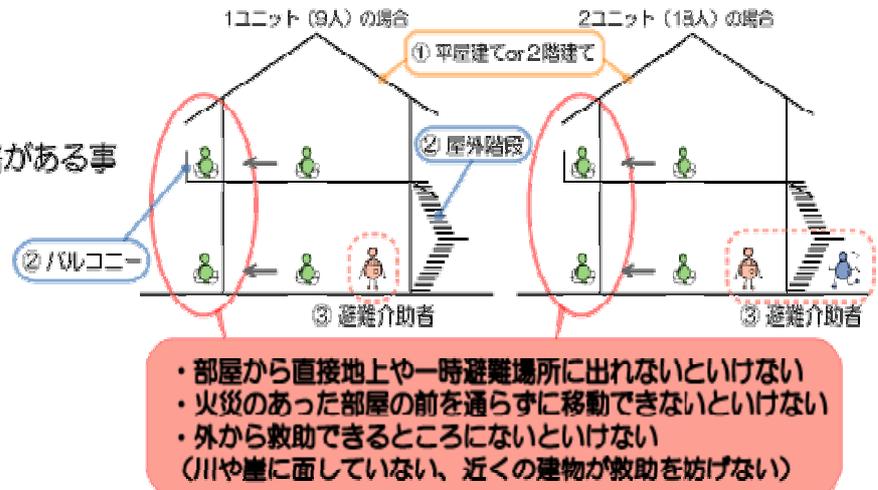


図5. スプリンクラー免除規定 (特例2)

## 特例3) 自立避難者向けタイプ 〈共同住宅で小規模福祉施設を運営している場合〉

以下を全て満たすこと。

- ①床面積が100㎡以下 (1区画ごと)
- ②内装が難燃以上  
(不燃・準不燃・難燃)
- ③3階以上の場合、
  - ・区画(壁・床)を耐火構造
  - ・開口部(階段・廊下)に防火設備  
(常時閉鎖式 or 自動閉鎖式)
- ④入居者: 4人まで (1区画ごと)  
自力避難可能  
(※入居者の内、以下にあてはまる者)  
老人…要介護3以上  
乳児・幼児・身体障害者、  
知的障害者…障害区分4以上
- ⑤従業者数が確保されている

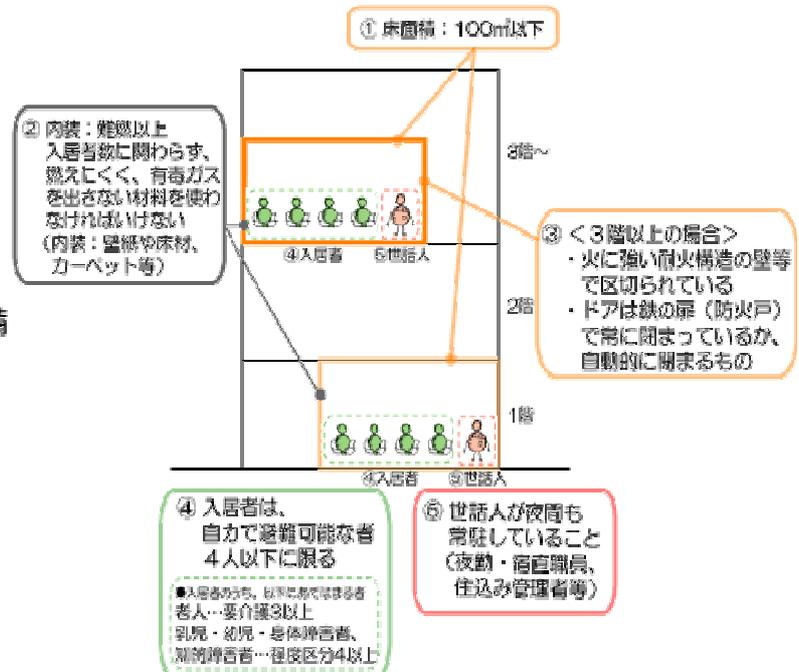


図6. スプリンクラー免除規定 (特例3)

# 特例4) 避難安全検証タイプ

特例1～3に当てはまらない場合

入居者が避難する時間を求めます。  
すばやく避難できれば、特例によりSPを免除できます。

$$\text{避難所要時間} \leq \text{避難限界時間}$$

## 特例4) -1 避難計算タイプ

計算式を使って確かめる方法  
計算式によって求められた避難所要時間が  
避難限界時間以下であれば特例を使う事ができます。

## 特例4) -2 避難スキルアップタイプ

実測値を使って求める方法  
避難訓練で避難までにかかった時間が、  
避難限界時間以下であれば特例を使う事が出来ます。

計算式によって確かめます。

避難訓練で、避難までにかかった  
時間が避難限界時間以下であれば  
特例を使うことができます。

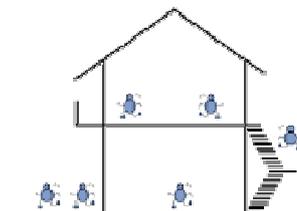


図7. スプリンクラー免除規定 (特例4)

[■建築関係者]

## ⑤ 設備費助成について

**Q5-1 障害者グループホーム、ケアホームについて、消防法施行令改正にともなって義務化される消防設備にかかる費用の国の補助制度はあるのでしょうか。あるとしたらどのようなものがあるか教えてください。**

障害者グループホーム、ケアホームの消防設備に係る国の補助制度は以下のとおりです。

なお、補助対象となる消防設備は、施設と一体的に整備されるスプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報装置等です。

(1) 社会福祉施設等施設整備事業

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人等 (NPO 法人は対象外)

対象施設 : 自己所有物件

補助基準額 : 30 万円以上 600 万円以内

補助割合 : 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 4 事業者 1 / 4

申請先 : 都道府県、指定都市、中核市

(2) 障害者就労訓練設備等整備事業

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等

対象施設 : 賃貸物件 (NPO 法人に限り自己所有物件も対象)

補助基準額 : 30 万円以上 600 万円以内

補助割合 : 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 4 事業者 1 / 4

申請先 : 都道府県、指定都市、中核市

※原則として上記 (1) 又は (2) の事業によりますが、各都道府県の判断により以下の事業の活用もできることとしています。

○障害者自立支援基盤整備事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等

対象施設 : 自己所有物件及び賃貸物件

補助基準額 : 200 万円以内

補助割合 : 10 / 10

申請先 : 都道府県

[■厚生労働省]

**Q5-2 障害者グループホームの消防設備の国の補助制度は誰が申請し、受給できるのでしょうか。大家さんが設備をおこなう場合に大家さんでも助成されるのでしょうか。**

障害者グループホームを行う事業者からの申請に基づき、当該事業者に対し補助することとなります。

[■厚生労働省]

**Q5-3 国の補助制度は、6項（ハ）の場合に義務化されていない消防設備を整備する場合、消防設備にかかる費用は補助されるのでしょうか。**

原則として義務化される消防設備の整備に限り、補助対象となります。

[■厚生労働省]

**Q5-4 自治体によっては、建築基準法上「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更を求めています。用途変更とそれに伴う改修を求められた場合、改修にかかる費用は助成されるのでしょうか。**

「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更は、Q1-11 や Q2-6 などに記載されているように、かなり大掛かりな改修が必要となることが予想されるだけでなく、敷地や道路状況等によっては、その建物を用途変更すること自体が成り立たない場合もあります。

このような状況になれば、グループホームを設置することに多大な影響をもたらすこととなりますので、基本的に用途変更を求められてすぐに対応できる問題ではないと思います。その対応方法については、自治体とも十分な協議をしていくことが必要になると考えています。

日本グループホーム学会としては、早急にこの問題に関する見解をまとめるつもりですので、用途変更を求められた場合には、まず各自治体の福祉部局と話し合いながら進めることが必要だと思います。

[■日本グループホーム学会]

## ⑥ 建物契約・改修等をめぐる問題について

**Q6-1 設備設置後に賃貸契約を解約した場合、現状回復費用の国の補助はありますか。**

原状回復費用に対する国の補助制度はありません。

[■厚生労働省]

**Q6-2 法改正が新規入居や既存のホームの追い出しを巡るトラブルに発展しないか心配です。**

現在、消防庁で自動火災警報装置設置についての特例を検討しており、一番心配だったマンションの中にグループホームが存在する場合、他の家まで自動火災警報装置をつけなければならなくなることは、避けられる見通しが出てきました。

課題はたくさんありますが、障害のある人たちの地域での暮らしを確たるものにするためにも、家を失うようなことは絶対にあってはならないことです。障害のある人たちが地域の中で、普通の家屋を使用して、しかも安全な暮らしが得られるように、関係各省庁と共同して、このようなトラブルにならないように取り組んでいきたいと思えます。

[■日本グループホーム学会]

## 7 その他

**Q7-1 福祉分野で地域の住まいとされているグループホームを今さら施設と呼ぶのは納得がいきません。**

グループホームは障害のある人たちが生活する住まいです。

障害者施策は、ノーマライゼーションの考え方に則って、障害者だけが特別な場所で暮らすのではなく、普通の人たちと同じような普通の暮らしを営むという流れに変化しているのに、今回の消防法の改正はこれに逆行している。

火災を防止し、安全な暮らしを求めることに違いはありませんが、それは、障害者だけ特別にということではなく、国民全体が火災から身を守り、安全に暮らせるようになるということの一環として、障害者も安全に暮らせるようになることを望むものです。

住宅の火災を減らす為に住宅用火災警報装置を義務化したのだから、その流れの先に住宅としてのグループホームがあり、グループホームの特性に合わせて全体に警報が鳴るようにすればいいのではないか。

とりあえずは改正による混乱が起きないように対応策が必要ではあるが、今後の課題として、逆行している方向性を正しくしていくことが必要だと思います。

[■福祉関係者]

**Q7-2 住宅用火災警報器の普及をなぜ米国並みにもっと強力に推進しないのでしょうか。**

消防法の規定に基づき、平成 23 年 6 月 1 日までに一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、現在、各市町村の消防等が設置指導を行っております。(消防庁の調査によると、平成 20 年 6 月現在、全国の推計普及率は 35.6%)

なお、さらに設置普及を推進するため、各種キャンペーンや共同購入の制度や構築、自治会・町内会への働きかけなどを強化しています。

[■行政関係者]

その通りです。住宅用火災警報器の普及により大幅に危険が防止できることが実証されているのだから、その普及に力を尽くすべきです。これによって、障害者や高齢者も火災の危険から救われることも多くなると思います。

[■福祉関係者]

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業補助金

(障害者自立支援調査研究プロジェクト) 受託事業

## グループホームの防火対策 Q&A 暫定版

### ～現場からの疑問～

この冊子は、12月8日の防火対策説明会配布資料として作成したものです。

まだまだ検討中のこと、わからないことも多くあり、流動的ですので暫定版として作成いたしました。

今後、12月8日の説明会における内容や、新たに出される情報を加えたQ&A完成版を作成する予定です。

またHPにおいて最新情報を掲載していく予定ですのでご利用ください。

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

グループホームの防火対策Q&A暫定版～現場からの疑問～は、日本グループホーム学会「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」分担研究班「障害者グループホーム・ケアホームの災害支援体制作りに関するあるべき水準と課題に関する提言検討」(防災ユニット班)の成果として作成したものです。

連絡先 Fax 042-344-1889 E-Mail [info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp](mailto:info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp)

日本グループホーム学会 事務局 (白梅学園大学 堀江研究室内)

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>